

2019年7月24日

ご利用の皆様へ

セントラルスポーツ株式会社

消費税法改正に伴う月会費および諸費用等の改定について

拝啓

盛夏の候、当社クラブをご利用の皆様にはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当社クラブをご愛顧たまわり、誠にありがとうございます。

さて、当社では、本年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税率引き上げ相当分を適正に転嫁させていただくため、月会費および諸費用等を以下の通り改定させていただきたく、お願い申し上げます。

弊社スタッフ一同、今後も皆様にご満足いただけるクラブづくりに誠心誠意努力して参りますので、ご賢察の上、何卒ご了承を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定時期 2019年10月1日

※ 月会費は10月分（9月30日引落とし分）より。

※ 口座引落としの方は、念のため通帳のご確認をお願いします。

2. 改定後の各クラブの月会費と諸費用

各クラブのホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

（一部クラブを除きます）

以上